

# 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

## 重要事項説明書

\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日

\_\_\_\_様

医療法人社団京健会  
さいきょうクリニック

2024-6

# 医療法人社団京健会 さいきょうクリニック

本事業所は介護保険の指定を受けています。  
(指定事業者番号 京都市 第2610707156号)

## 重要事項説明書

本事業所はご契約者に対して居宅療養管理指導（介護予防居宅療養管理指導）サービスを提供します。

事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※本事業所のご利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」「要支援」と認定された方対象となります。

### 目 次

1. 法人の概要
2. 事業所の概要
3. 事業の目的と運営の方針
4. 職員体制
5. 通常の事業の実施地域
6. 営業日及び営業時等
7. サービスの概要
8. 苦情等申し立て窓口
9. 緊急時及び事故発生時における対応方法
10. 利用料について
11. 高齢者虐待防止について
12. ハラスメント対策について
13. 身体拘束等の原則禁止について
14. 衛生管理等について
15. 事業継続計画の策定について

ご利用者に対する居宅療養管理指導（介護予防居宅療養管理指導）サービスの提供にあたり、介護保険法に関する厚生省令40号5条に基づいて、事業所の概要をご利用者に説明すべき事項は次のとおりです。

#### 1. 法人の概要

|            |                   |
|------------|-------------------|
| 事業者の名称     | 医療法人社団京健会         |
| 主たる事務所の所在地 | 京都市右京区西院北矢掛町39番地1 |
| 法人種別       | 医療法人              |
| 代表者の氏名     | 松井 亮好             |
| 電話番号       | 075-313-0721      |

#### 2. 事業所の概要

|         |                      |
|---------|----------------------|
| 事業所の名称  | 医療法人社団京健会 さいきょうクリニック |
| 事業所の所在地 | 京都市右京区西院北矢掛町39番地1    |
| 管理者氏名   | 松井 亮好                |
| 電話番号    | 075-313-0721         |

#### 3. 事業の目的と運営の方針

- (1) 医療法人社団京健会が設置する医療法人社団京健会さいきょうクリニック（以下「事業所」という）において実施する指定居宅療養管理指導（指定介護予防居宅療養管理指導）事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）にある要介護者（要支援者）（以下「利用者」という。）に対し、適切な居宅療養管理指導（介護予防居宅療養管理指導）サービスを提供することを目的とする。
- (2) 事業所は、事業の実施にあたっては、利用者が要支援・要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限り居宅において、自立した日常生活を営むことが出来るように配慮して、その療養生活を支援し、その療養生活を支援し、利用者の心身機能の維持回復を図り、要支援者においては、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- (3) 事業の実施にあたっては、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに常に利用者の家族との連携を図るものとする。

#### 4. 職員体制

|     |      |
|-----|------|
| 管理者 | 1名   |
| 医師  | 1名以上 |

#### 5. 通常の事業の実施地域

|            |  |
|------------|--|
| 通常の事業の実施地域 | 当事業所から3.5km以内の京都市右京区、西京区、中京区、下京区とする。その他の地域は、相談に応じることとする。<br>（概ね、北方面：一条通まで、西方面：物集女街道まで、南方面：八条通まで） |
|------------|--|

6. 営業日及び営業時間等

|        |                             |
|--------|-----------------------------|
| 営業日    | 月曜日から土曜日                    |
| 営業時間   | 午前8時30分から午後5時（土曜日は12時30分まで） |
| 営業しない日 | 土曜日午後・日曜日・祝日・12月31日から1月3日   |

7. サービスの概要

居宅療養管理指導（介護予防居宅療養管理指導）サービスは、主治医等がその必要性を認めた場合に、当事業所の医師がそのお宅を訪問して、療養上の指導等を行うことにより生活の質の確保及び向上を図るものです。

8. 利用料について

(1) 利用料は介護保険負担割合証に記載された負担割合によって決まります。

| サービス内容  |                | 基本料金   | 1割負担 | 2割負担   | 3割負担   |
|---|----------------|--------|------|--------|--------|
| <b>医師が行う（介護予防）居宅療養管理指導【医療保険の在宅時医学総合管理料の算定しない場合】</b> |                |        |      |        |        |
| （介護予防）<br>居宅療養<br>管理指導費（Ⅰ）                          | 1：建物居住者1人      | 5,150円 | 515円 | 1,030円 | 1,545円 |
|   | 2：単一建物居住費2～9人  | 4,870円 | 487円 | 974円   | 1,461円 |
|   | 3：単一建物居住費10人以上 | 4,460円 | 446円 | 892円   | 1,338円 |
| <b>医師が行う（介護予防）居宅療養管理指導【医療保険の在宅時医学総合管理料の算定する場合】</b>  |                |        |      |        |        |
| （介護予防）<br>居宅療養<br>管理指導費（Ⅱ）                          | 1：建物居住者1人      | 2,990円 | 299円 | 598円   | 897円   |
|   | 2：単一建物居住費2～9人  | 2,870円 | 287円 | 574円   | 861円   |
|   | 3：単一建物居住費10人以上 | 2,600円 | 260円 | 520円   | 780円   |

(2) 交通費

通常の事業の実施地域内では交通費は無料ですが、タクシーや交通機関を利用した場合は実費でご負担いただきます。なお、自動車を使用した場合は次の交通費をいただきます。

|                                    |        |
|------------------------------------|--------|
| 通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道5km未満         | 300円   |
| 通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道5km～10km      | 500円   |
| 通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道10km以上、5kmまで毎 | 500円加算 |

(3) 支払方法

毎月15日前後に前月分の請求書を発行します。現金、または銀行振込みでお支払いの方は、月末までにお支払い下さい。お支払い方法は契約時にご相談ください。

9. 苦情等申立窓口

当事業所のサービスについて、ご不明の点や疑問、苦情がございましたら、下記までお気軽にご相談下さい。責任を持って調査、改善をさせていただきます。

サービスに関する相談や苦情については、以下の窓口で対応します。

(1) 医療法人社団京健会 さいきょうクリニック

担当者 : クリニック マネージャー

電話 : 075-313-0721 FAX: 075-313-1089

受付時間: 平日 9:00~17:00

(2) 公的機関

|                               |  |
|-------------------------------|--|
| 京都市 右京区役所<br>健康長寿推進課 高齢介護保険担当 | 受付時間: 月曜日~金曜日 8:30~17:00<br>電話(代表): 075-861-1101<br>電話(直通): 075-861-1430 |
| 京都市 中京区役所<br>健康長寿推進課 高齢介護保険担当 | 受付時間: 月曜日~金曜日 8:30~17:00<br>電話(代表): 075-812-0061<br>電話(直通): 075-812-2566 |
| 京都市 西京区役所<br>健康長寿推進課 高齢介護保険担当 | 受付時間: 月曜日~金曜日 8:30~17:00<br>電話(代表): 075-381-7121<br>電話(直通): 075-381-7638 |
| 京都市 下京区役所<br>健康長寿推進課 高齢介護保険担当 | 受付時間: 月曜日~金曜日 8:30~17:00<br>電話(代表): 075-371-7101<br>電話(直通): 075-371-7228 |
| 京都市 南区役所<br>健康長寿推進課 高齢介護保険担当  | 受付時間: 月曜日~金曜日 8:30~17:00<br>電話(代表): 075-681-3111<br>電話(直通): 075-681-3296 |
| 京都市 北区役所<br>健康長寿推進課 高齢介護保険担当  | 受付時間: 月曜日~金曜日 8:30~17:00<br>電話(代表): 075-432-1181<br>電話(直通): 075-432-1366 |
| 京都市 上京区所<br>健康長寿推進課 高齢介護保険担当  | 受付時間: 月曜日~金曜日 8:30~17:00<br>電話(代表): 075-441-0111<br>電話(直通): 075-441-5107 |
| 京都市 東山区所<br>健康長寿推進課 高齢介護保険担当  | 受付時間: 月曜日~金曜日 8:30~17:00<br>電話(代表): 075-561-1191<br>電話(直通): 075-561-9187 |
| 京都府国民健康保険団体連合会                | 受付時間: 月曜日~金曜日 9:00~17:00<br>電話(代表): 075-354-9090                         |

また、苦情処理体制・手順につきましては、【別添資料2】をご参照下さい。

10. 緊急時等及び事故発生時における対応方法

- (1) サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の必要な措置を講ずることとします。
- (2) 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、京都市その他市町村、利用者の家族及び利用者に係る居宅介護支援事業者（介護予防にあつては地域包括支援センター）等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとします。
- (3) 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとします。

11. 高齢者虐待防止について

事業者は、ご利用者への差別の禁止、人権擁護、虐待防止のため、虐待防止に関する責任者の設置、苦情解決対策等の必要な体制整備を行うと共に、従業者に対する虐待防止を啓発、普及するための研修を実施する等の措置を講じます。

12. ハラスメント対策について

サービス利用契約中に、ご利用者、ご家族が暴力、ハラスメント行為を行った場合は サービスを中止し、状況の改善や理解が得られない場合は、契約を解除する場合があります。

13. 身体拘束等の原則禁止について

事業所は、サービス提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。

14. 衛生管理等について

職員等の衛生状態の保持および健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備および備品等の衛生的な管理に努めます。感染症の発生や蔓延予防のために、措置を行います。

15. 事業継続計画の策定について

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の事業再開を図るための事業継続計画を策定し、必要な措置を講じるものとします。また、必要な訓練を定期的実施するものとします。

## 【別添資料 1】

### 当事業所における利用者様の個人情報の利用目的

#### 1. 事業所内での利用

- ①利用者様に提供する事業所内サービス
- ②介護保険事務
- ③利用開始、終了等の管理
- ④会計・経理
- ⑤介護事故等の報告
- ⑥当該利用者様への事業所内サービスの向上
- ⑦その他、利用者様に係る管理運営業務

#### 2. 事業所外への情報提供としての利用

- ①他の介護保険サービス事業者や地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、病院等との連携
- ②他の介護保険サービス事業者や地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、病院等からの照会への回答
- ③ご家族等への心身の状況説明
- ④保険者への利用者利用に係る状況の報告
- ⑤審査支払機関への給付費明細書の提出
- ⑥審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ⑦損害賠償保険等の係る保険会社等への相談又は届出等

#### 2. その他の利用

- ①介護サービスや業務の維持・改善の為の基礎資料
- ②当事業所内において行なわれる看護（介護）学生の実習への協力
- ③学会・研究会等での事例研究発表等

1. 上記のうち、他の介護保険サービス事業者等への情報提供について同意しがたい事項がある場合には、その旨を担当窓口までお申し出ください。
2. お申し出がないものについては、同意していただけたものとして取り扱わせていただきます。
3. これらのお申し出は、後からいつでも撤回、変更等をする事が出来ます。

## 【別添資料2】

### 当事業所における苦情の受付やご相談

#### 苦情処理の体制及び手順

利用者様のサービスに関する苦情やご相談は、専用窓口及び職員が、その都度対応する事となっております。

- ・ 受付窓口担当 : 医療法人社団京健会 さいきょうクリニック マネージャー
- ・ 連絡先電話番号 : 075-313-0721

担当者不在の場合は、職員が対応し、速やかに担当者に引継ぎを行い対応にあたります。

- ① 苦情などがあった場合は、直ちに利用者様と連絡をとり事情を聞かせて頂き、内容の把握に努めます。
- ② その場で対応できる内容であっても、必ず管理者に連絡し処理内容を決定し、利用者様に伝達します。
- ③ 上記によっても苦情処理が行えない場合につきましては、事業所会議で検討します。  
また、必要に応じて顧問弁護士等に相談し決定します。
- ④ 利用者様に対してのサービス提供によりまして、賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償について検討します。
- ⑤ 苦情の内容によっては、行政窓口を紹介します。



指定居宅療養管理指導（介護予防居宅療養管理指導）サービスの提供開始に際し、本書面を交付の上、重要事項の説明を行いました。

（事業者）

住 所 京都市右京区西院北矢掛町39番地1  
事業者名 医療法人社団京健会  
代表者 理事長 松井 亮好

（事業所）

住 所 京都市右京区西院北矢掛町39番地1  
事業所名 医療法人社団京健会 さいきょうクリニック  
管理者 理事長 松井 亮好  
介護保険指定番号 2610707156

私及び家族等は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明及び交付を受け、指定居宅療養管理指導（介護予防居宅療養管理指導）サービスの提供並びに個人情報の取り扱いについて同意しました。

\_\_\_\_\_年 月 日

（利用者・契約者）

住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_

（署名代行者）

私は、下記の理由により、契約者の意思を確認したうえ、上記署名を代行しました。

住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_  
署名を代行した理由（本人が署名できないため・その他： \_\_\_\_\_）

（家族・身元引受人または成年後見人）

住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_  
続 柄 \_\_\_\_\_